

# 香川県報



第 31 号

平成 18 年

4月21日(金曜日)

## 目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

### 告 示

- 香川県議会臨時会の招集 (政策課) 一
- 保安林の指定の解除予定の通知 (みどり保全課) 一
- 救急病院又は救急診療所の認定 (医務国保課) 一
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定 (水産課) 二
- 平成十八年度に香川県が発注する建設工事及び建設工事に係る測量・建設コンサルタント業務等の指名競争入札に参加しようとする者の追加受付 (土木監理課) 二
- 道路の区域変更(四件) (道路課) 二
- 土地改良事業の認可(二件) (土地改良課) 四
- 土地改良事業の同意 ( ) 四
- 選挙管理委員会告示
  - 政治資金規正法の規定による政治団体の届出 五
  - 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出 五
  - 政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出 六
  - 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出 六
  - 政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出 七

## 告 示

### ●香川県告示第三百七十七号

次の事件を付議するため、平成十八年四月二十八日午前十時香川県議会臨時会を高松市番町五丁目香川県議会議事堂に招集する。

平成十八年四月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 常任委員会委員及び同正副委員長並びに議会運営委員会委員及び同正副委員長の選任について

二 閉会中継続調査事件について

三 専決処分事項の承認について(香川県税条例の一部を改正する条例)

四 専決処分事項の承認について(公平委員会の事務の受託の廃止)

### ●香川県告示第三百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十八年四月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

小豆郡小豆島町神懸通字明石乙五(国有林。次の図に示す部分に限る。)、乙八の四・字荒神甲二五五〇の二(以上二筆国有林)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び小豆島町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

### ●香川県告示第三百七十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十三年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十八年四月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
		香川県知事	真 鍋 武 紀

一七―六九	平成十八年四月一日から 平成二十一年三月三十一日まで	医療法人社団 弘徳会 マオカ病院	高松市瓦町二丁目十二番地四五
-------	-------------------------------	---------------------	----------------

●香川県告示第三百八十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十八年四月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
一七―七〇	平成十八年四月四日から 平成二十一年四月三日まで	医療法人社団 国土外科医院	観音寺市古川町二七二番地

●香川県告示第三百八十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、高見加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので告示する。

平成十八年四月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第三百八十二号

平成十八年度に香川県が発注する建設工事及び建設工事に係る測量・建設コンサルタン業務等の指名競争入札に参加しようとする者を、次のとおり追加受付する。

平成十八年四月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指名競争入札参加者資格審査申請の受付期間及び受付場所

- 一 受付期間  
平成十八年五月十一日から同月十二日まで
- 二 受付場所  
香川県庁東館五階会議室

●香川県告示第三百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年四月二十一日から同年五月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 豊島循環線（二百五十五号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
小豆郡土庄町豊島唐櫃字明神七六 七番一地从先から 小豆郡土庄町豊島唐櫃字明神七六 七番一地从先まで			六・一		バイパス建設に伴う排水処理
			六・三	七	

●香川県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年四月二十一日から同年五月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月二十一日

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 丸亀三好線（四号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡琴平町大字五条二八七番 三地先から	前	三・七 ） 一・三	一二六一	地方道路整 備臨時交付 金事業によ るバイパス 工事
仲多度郡まんのう町岸上七二九番 一地先まで	後	九・〇 ） 五九・二	一一四九	
仲多度郡まんのう町吉野下一一四 七番一地先から		六・三 ） 一五・八	六二四	炭所東琴平 線と重用
仲多度郡琴平町大字五条二八七番 三地先まで				

●香川県告示第三百八十五号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年四月二十一日から同年五月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月二十一日

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 まんのう普通寺線（二百号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町吉野下一一四 七番一地先から	前	一〇・五 ） 一・〇	三四	地方道路整 備臨時交付 金事業によ る現道拡幅
仲多度郡まんのう町吉野下一一四 五番三地先まで	後	一二・五 ） 一八・〇	三四	

●香川県告示第三百八十六号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年四月二十一日から同年五月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月二十一日

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 炭所東琴平線（百九十号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

仲多度郡まんのう町吉野下字林一  
 一五二番六地先から  
 仲多度郡まんのう町吉野下字林一  
 一四八番一地先まで

後	前	
一八・七	一〇・五 一三・三	一一六
一一六		地方道路整 備臨時交付 金事業によ る現道拡幅

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法  
 第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改  
 良事業を行うことについて平成十八年四月五日認可した。

平成十八年四月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
琴南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 東部地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 上所地区
飯山町東小川土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 新池地区
楠見池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 久保西地 区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 河内地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 楠見東地 区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法  
 第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該下欄に掲げる土地改良

事業を行うことについて平成十八年四月五日認可した。  
 平成十八年四月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名
安川地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 安川地区
久保地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 久保地区
新名出水地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 新名出水 地区
本谷池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 本谷池地 区
五反地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 五反地地 区
真珠池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業） 真珠池地区
長谷中井手地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 長谷中井 手地区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する  
 同法第十条第一項の規定により、まんのう町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業  
 （かんがい排水事業） 木柵地区）を行うことについて平成十八年四月五日同意した。  
 平成十八年四月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体  
 の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公

表する。

平成十八年四月二十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 以上の市町村又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政党の名称 自由民主党本部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党香川県高松市第十三支部	池内 静雄	池内 笑子	高松市高松町二二七九

政党の名称 国民新党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
国民新党憲友会香川県支部	赤松 建興	石原 龍代	仲多度郡まんのう町東高篠一〇五二

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
香川の民主党を支える会	三宅 正瞭	三木勝太郎	坂出市京町三二七―四四
さぬき義友会	多田 照雄	八木 弘	さぬき市志度三六三七一―一三四一
小豆郡医師連盟	大森 茂	八木 正人	小豆郡小豆島町片城甲四四―一三三
長尾進後援会	長尾 俊一	長尾 秋則	綾歌郡綾川町畑田三五〇―一三三

●香川県選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年四月二十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党香川県高松市第十二支部	主たる事務所の所在地	高松市亀井町四―二	高松市一宮町一七二二
自由民主党香川県たばこ耕作支部	代表者の氏名	近藤 義明	平島 保雄
自由民主党新塩屋支部	主たる事務所の所在地	高松市城東町一―六―一五	高松市丸の内一三―二―三四〇一
日本共産党西讃地区委員会	代表者の氏名	角田 朝則	三村 博
	代表者の氏名	土岐 一郎	佐伯 守

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
池田ひろまさ後援会	代表者の氏名	中村 司朗	三井 喜一
井上三豊後援会	会計責任者の氏名	豊嶋 稔	大西 智
岩崎じゅん子と市民のひろば	会計責任者の氏名	谷 照代	沖野 啓子
高松市議会同志会後援会	代表者の氏名	山田 徹郎	三笠 輝彦

香川県市議会保守系議員協議会	代表者の氏名	山田 徹郎	三笠 輝彦
かじたちいく後援会	会計責任者の氏名	豊嶋 稔	大西 智
かじたちいくを支援する会	会計責任者の氏名	豊嶋 稔	大西 智
国際勝共連合香川県本部	主たる事務所の所在地	高松市木太町二区二六三九一	高松市鶴屋町二二二〇
猿渡孝次を励ます会	代表者の氏名	猿渡 啓子	猿渡 孝次
塩崎孝博後援会	代表者の氏名	小早川義視	小早川 勇
全国たばこ耕作者政治連盟香川県支部	代表者の氏名 会計責任者の氏名	近藤 義明	平島 保雄
前川和昭後援会	主たる事務所の所在地	三豊市高瀬町羽方八一―一二	三豊市高瀬町下勝間二一五八―一
三谷節三後援会	代表者の氏名	三谷 勇	三谷 洌
村瀬秀則後援会	主たる事務所の所在地	綾歌郡綾川町羽床下二二二二―一	綾歌郡綾川町羽床下一〇一六―一
山崎数則後援会	代表者の氏名	大井 一道	福田 輝美

●香川県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年四月二十一日

一 その他の政治団体	香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦
政治団体の名称	
植松幸子を励ます会	
北中やエ子を励ます会	
猿渡孝次を励ます会	
山友会	
塩崎孝博後援会	
ニュー綾歌つくろう会	
橋本康夫を励ます会	
平野清後援会	
村上きよし後援会	
村上きよしと町政を考える会	
牟礼浩子後援会	
山口惇後援会	
山下三郎後援会	

●香川県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年四月二十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
猿渡 啓子	県議会議員	猿渡孝次を励ます会	代表者の氏名	猿渡 啓子	猿渡 孝次
山中 彰	小豆島町議会議員	山中彰後援会	公職の種類	小豆島町議会議員	内海町議会議員

●香川県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年四月二十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	取消しの届出のあった資金管理団体の名称
植松 幸子	内海町議会議員	植松幸子を励ます会
加藤 正員	綾歌町長	ニュー綾歌つくろう会
北中ヤエ子	香川町議会議員	北中ヤエ子を励ます会
猿渡 啓子	県議会議員	猿渡孝次を励ます会
橋本 康夫	香川町議会議員	橋本康夫を励ます会
村上 澄	大野原町議会議員	村上きよしと町政を考える会
山崎 数則	高松市議会議員	山友会

(備考)

猿渡孝次を励ます会については、資金管理団体の指定の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の指定の届出をした者の氏名は、猿渡孝次である。

平成十八年四月二十一日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています